

医政歯発 0427 第 1 号
健健発 0427 第 2 号
健が発 0427 第 2 号
基安労発 0427 第 2 号
保保発 0427 第 1 号
保国発 0427 第 1 号
保高発 0427 第 1 号
保連発 0427 第 1 号
ニ成母第 48 号
ニ支虐第 21 号
令和 5 年 4 月 27 日

(別記) 御中

厚生労働省医政局

歯科保健課長
(公印省略)

厚生労働省健康局

健康課長
(公印省略)
がん・疾病対策課長
(公印省略)

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長
(公印省略)

厚生労働省保険局

保険課長
(公印省略)
国民健康保険課長
(公印省略)
高齢者医療課長
(公印省略)
医療介護連携政策課長
(公印省略)

こども家庭庁成育局

母子保健課長
(公印省略)

こども家庭庁支援局

虐待防止対策課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う

各種健診等における対応について

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 18 条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って、各個人や事業者において対応いただいてきたところです。本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

このため、本年 5 月 8 日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

上記を踏まえ、これまで、①健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等、②特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業、③母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく健康診査等、④労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づく健康診断並びに⑤各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導（上記①から④までに該当するものを除く。以下同じ。）（以下「各種健診等」という。）の実施については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（令和 2 年 5 月 26 日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長、がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長、保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長通知。以下「対応通知」という。）においてお示してきたところですが、本年 5 月 8 日をもって対応通知は廃止し、今後は、別添の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和 5 年 3 月 31 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）も参考に、各種健診等の実施に当たっては、適切に対応いただくようお願いいたします。

都道府県においては管内市区町村へ、保険者団体等においては貴管内の保険者等への周知徹底をお願いします。

(別記)

- ・各 $\begin{pmatrix} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{pmatrix}$ 衛生主管部（局）
- ・都道府県民生主管部（局）
 - 国民健康保険主管課（部）
 - 後期高齢者医療主管課（部）
- ・都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
- ・全国健康保険協会
- ・健康保険組合
- ・健康保険組合連合会
- ・共済組合所管課（室）
- ・各 $\begin{pmatrix} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{pmatrix}$ 母子保健主管部局・児童福祉主管部局
- ・都道府県労働局労働基準部健康主管課

事務連絡
令和5年3月31日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
基本的な感染対策の考え方について
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って、各個人や事業者において対応してきたところです。本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

このため、本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

この情報提供の一環として、本年5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について、これまでの厚生科学審議会感染症部会の取りまとめや厚生労働省アドバイザリー・ボードにおける議論も踏まえ、別紙のとおりお示します。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、お示した考え方は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした取扱いであり、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組むに当たって参考となるよう、事前に情報提供を行うものです。本取扱いは、同日の前に改めて、予定どおり位置付けの変更を行うかの確認を行った後に確定することあることを申し添えます。

(参考1) 基本的感染対策に関する現行の取扱い

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）P22(4)
感染防止策

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf

- ・業種別ガイドラインの見直しのためのポイント（第7版：令和5年3月13日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_review_20230313.pdf?20230315

(参考2) 基本的感染対策に関する専門家の意見等

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて（第70回（令和5年1月27日）厚生科学審議会感染症部会）P6(4) 基本的な感染対策（マスク、換気、手洗い等）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001045762.pdf>

- ・これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第三報）－“新たな健康習慣”についての見解－（第118回（令和5年3月8日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボード提出資料）※感染防止の5つの基本

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001069238.pdf>

- ・これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第四報）～室内での感染対策におけるパーティションの効果と限界～（第119回（令和5年3月23日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボード提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001076994.pdf>

(照会先)

厚生労働省新型コロナウイルス
感染症対策推進本部 戰略班

variants@mhlw.go.jp

03(3595)3489

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の 基本的感染対策の考え方について

1. 現状

- 基本的感染対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針の中で、「三つの密」の回避、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の実施を、これまで個人や事業者に求めてきている。
- また、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、基本的対処方針等も踏まえ、これまで個人に対する対策の見直しや、各業界において、業種別ガイドラインの策定・見直しがなされている。
- 業種別ガイドラインについては、合理的な内容に見直せるよう、内閣官房より、見直しのためのポイントを各業界に対して提示・周知している状況。
これに基づき、現在は、各業界において、入場時の検温やパーテイションの設置等の対応を行っている。

(参考) 業種別ガイドラインの見直しのためのポイント ※直近は、第7版（令和5年3月13日）

- (1) 感染リスクの評価
- (2) 基本的な感染対策（飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策）
- (3) 場面ごとの感染対策の留意点
- (4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報

【ポイントの記載（一例）】

- ・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める【共用部の消毒】
- ・ハンドドライヤーは、使用できる【共有部のトイレ】
- ・取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う（使い捨て手袋の着用は求めない）【ビュッフェスタイルでの飲食物提供時】

2. 今後の方針

- 今般の感染症法上の位置付けの変更により、新型コロナの感染対策は5月8日から、
 - ・現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、
 - ・今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に大きく変わる。
- 基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策について、以下の観点を踏まえた対応に転換する。
 - ①マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
 - ②政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。
政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

<基本的感染対策に関する変更方針（ポイント）>

	現在	今後（5月8日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	<ul style="list-style-type: none">・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	<ul style="list-style-type: none">・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	<ul style="list-style-type: none">・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等	<ul style="list-style-type: none">・（基本的対処方針は廃止）・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・事業者による業種別ガイドラインの作成・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	<ul style="list-style-type: none">・（業種別ガイドラインは廃止） ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない・事業者の判断、自主的な取組

3. 実施に当たっての考え方①

- 基本的感染対策について、今後は、政府として一律に対応を求めるることはせず、政府は以下の内容を情報提供し、個人や事業者が自主的に判断して実施する。

(1) 基本的感染対策の見直し

政府は、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることなど、以下の内容を示していく。その際には、専門家の提言（厚生労働省アドバイザリーボードに示された「感染防止の5つの基本」など）や、その時点までに得られた知見も紹介し、参考にしていただく。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨（2/10政府対策本部決定参照）
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、 引き続き有効
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、 換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが 感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

(2) 個人や事業者が実施する場合の考え方

- (1) の見直しを踏まえ、個人や事業者における基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討する。

<考慮に当たっての観点>

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性
※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
- ・実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複・代替可能性 など

3. 実施に当たっての考え方②

- 事業者においては、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を判断する。政府としては、一律に対応を求めるることはせず、各事業者の判断に資する以下のものを示していく。

〈現在行われている対応（例）と今後の考え方等〉

対応（例）	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	政府として一律に求めることはしない
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	対策の効果（左欄参照）、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断
アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

※感染症法上の位置づけの変更により、業種別ガイドラインは廃止されるが、業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない。

※特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、院内・施設内等の感染対策に関して、引き続き国から提示・周知していく。

- なお、感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策を強化していくことが考えられる。